オフサイトセンター電気設備等定期点検及び保守業務委託
特記仕様書

第１条（目的）

オフサイトセンター電気設備他定期点検及び保守業務は、オフサイトセンターの電気設備を計画的かつ適正に管理し施設の安全機能の維持・向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止等、積極的に維持管理を行い、オフサイトセンター機能の保持と耐久性の向上を図ることを基本とする。

この特記仕様書は、オフサイトセンター電気設備の定期点検及び保守、臨時点検等の業務（以下「委託業務」という。）の内容について示すものである。

なお、委託業務の実施に当たっては、県が別に委託するオフサイトセンター施設・整備等に係る保守業務受託者等の関係者と十分協議すること。

第２条（適用）

委託業務の実施は、本特記仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修令和５年版　以下「共通仕様書」という。）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者（以下「県」という。）と受託者で協議する。

第３条（用語の定義）

この特記仕様書で使用する用語の定義は次に定めるところによる。

(1) ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ　原子力災害時における拠点となる施設「緊急事態応急対応拠点施設」をいう。

(2) 施　　設　建築物、設備及び構内施設をいう。

(3) 設備管理　設備の管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。

(4) 設備保全　設備の機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う一般管理、運転・監視、点検・保守及び修理をいう。

(5) 定期点検　施設の機能低下の状況について定期的に行う点検及び運転・監視状態について定期的に行う点検をいう。

(6) 監　督　員　委託契約書に規定する監督職員をいう。

(7) 点　検　者　県から委託を受け、契約書及び特記仕様書等に基づき業務に従事する者をいう。

(8) 業務責任者　委託契約書に規定する業務責任者をいう。

第４条（業務要員の資格等）

業務要員は次に示す資格又は経験を有すること。

(1) 電気工事士の取得者または電気設備について業務を十分遂行できる者

(2) その他関係法令等で定める資格を有する者

第５条（業務要員の名簿等）

1　受託者は、点検者の氏名及び資格等を別に定める点検者名簿により県に提出すること。

2　県は、業務責任者等を含めた業務要員が委託業務を実施するのに著しく不適当と認められるものがあるときは、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

第６条（通知義務）

業務責任者は、次の場合監督員に連絡または報告すること。

(1) 点検者に事故があったとき。

(2) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生したとき。

(3) 設備の異常を発見したとき。

(4) 点検中等に施設の破損、汚損等を発見したとき。

(5) その他必要と思われる事項

第７条（提出書類）

受託者は、業務を行ったときは、次の書類を期日までに県に提出しなければならない。

(1) 業務実施報告書（実施後 30 日以内に提出、但し 3 月実施については月末とする）

(2) 業務実施状況写真（実施後 30 日以内に提出、但し 3 月実施については月末とする）

(3) 解析、フィードバックから検討した意見の具申（監督員が指示する期日までに提出）

(4) その他県が必要と認め提出を求めた書類（監督員が指示する期日までに提出）

第８条（官公庁への手続き）

受託者は、委託業務にかかる関係法令の定めによる諸手続きを監督員と協議の上行うこと。

第９条（現場管理）

1　受託者は、委託業務を実施するための設備の諸室における盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。

2　点検者は、業務を実施するに当たり火気使用，騒音・嫌音の発生，出入口の戸締まり等に注意すること。

第 10 条（法令等の遵守）

受託者は、委託業務の実施に当たり、次の諸法令等を遵守しなければならない。

(1)　消防法

(2)　建築基準法

(3)　労働安全衛生法

(4)　電気事業法

(5)　佐賀県オフサイトセンター自家用電気工作物保安規程

(6)　九州電力株式会社との受給協定書

(7)　九州電力株式会社との給電申合書

(8)　佐賀県防火管理規程

(9)　その他関係法令、条例、規則、要綱等

第 11 条（委託業務の範囲）

1　建築物の規模等については、次表及び次図による。

庁舎敷地及び建築物概要

建築物	敷地	建築面積	延床面積	構造規模
佐賀県 ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ	唐津市	1027.48 ㎡	1,738.07 ㎡	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 地上２階

2　委託業務の対象建築物，設備

対象設備の種類・数量は、別に定める「対象設備表【付則１】」による。

第 12 条（委託業務の内容）

1	定期点検及び保守業務	電気設備の適正な保全を行うものとし、別に定める「管理基準表【付則２】」に基づいて行うこと。
2	臨時の点検	県が電気設備に異常を認めて、乙に通知したときは、直ちに点検及び保守を行うこと。
2	緊急時の対応	県が電気設備に異常を認めて、乙に通知したときは、３０分以内に現場へ急行し対応を行うこと。

第 13 条（機器の修繕）

1　受託者が委託業務を行うために必要な消耗品等は、受託者が負担する。但し、県の故意若しくは過失又は天災等により破損した場合は、県の負担とする。

2　受託者は、委託業務の実施に当たり機器の故障を発見し修理の必要性を認められる場合において部品を交換する必要があるとき、または特別の資材を使用する必要があるときは、県に見積書を提出しその承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。この修繕に要する費用は県の負担とする。

第 14 条（委託業務の記録等）

記録等は、建築保全業務報告書書式集（国土交通大臣官房官庁営繕部監修　令和 5 年版）を準用する。

第 15 条（その他）

令和 9 年度予算措置のため、自家発電設備の年次点検実施時期については監督員と調整を行うこと。

【　付則１　】

第 11 条第 2 項関係

対象設備表

設備名	機器名	機器の仕様	備考
ｲ)自家発電設備	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機（１Ｆ発電機室）	型式　ﾗｼﾞｴﾀｰ冷却式 定格出力　1800PS 始動方式　電気始動型 燃料　軽油 型式　横軸円筒回転界磁形 定格出力　3φ3W、6600V、625kVA 真空遮断器　7．2kV、600A その他遮断器	
	発電機サービスタンク	型式　地上式 貯油量　950　ﾘｯﾄﾙ	
（直流電源装置）	整流装置（１Ｆ電気室） 蓄電池（１Ｆ電気室）	型式　ｻｲﾘｽﾀ自動定電圧制御 交流入力　1φ2W　200V 型式　MSE－200（24 ｾﾙ）	
ﾛ) 無停電電源装置	本体（ｺﾝﾊﾞｰﾀｰ、ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ） 蓄電池（２Ｆ機器室） 本体（ｺﾝﾊﾞｰﾀｰ、ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ） 蓄電池（２Ｆ機器室）	定格出力　75kVA 交流入力　3φ3W　200V 蓄電池　MSE－200（180 ｾﾙ） ﾊﾞｲﾊﾟｽ入力　単相 3 線式 交流出力　単相 3 線式 定格出力　10kVA 交流入力　1φ2W　100V/200V 蓄電池　MSE－200（36 ｾﾙ） ﾊﾞｲﾊﾟｽ入力　単相 2 線式 交流出力　単相 2 線式	H27 年 3 月 改修
ﾊ) 防災設備	非常用照明		R7 年 2 月 全数 LED 化
ﾆ) 中央監視設備	中央監視制御設備		H30 年 3 月改修
ﾎ) 照明設備保全	電灯設備	（ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ共用部照明設備保全） 絶縁抵抗測定	R7 年 2 月 全数 LED 化

【　付則２　】

第 12 条第 1 項関係

管理基準表

設備名	機器名	点検周期	備考
ｲ) 自家発電設備	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ発電機（１Ｆ発電機室） 補機盤　ＶＣＢ 発電機サービスタンク	1 回／1 年 1 回／1 年 1 回／1 年	
（直流電源装置）	整流装置（１Ｆ電気室） 蓄電池（１Ｆ電気室）	1 回／1 年 1 回／1 年	
ﾛ) 無停電電源装置	本体（ｺﾝﾊﾞｰﾀｰ、ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ） 蓄電池（２Ｆ機器室）	1 回／1 年 1 回／1 年	
ﾊ) 防災設備	非常用照明	2 回／1 年	
ﾆ) 中央監視設備	中央監視制御設備	1 回／1 月	
ﾎ) 照明設備保全	電灯設備	2 回／1 年	

※上記設備の点検項目については「別紙１」のとおり

オフサイトセンター電気設備等定期点検及び保守業務委託

点　検　者　名　簿

設備名	点検者氏名	資格又は経験の実績
ｲ)自家発電設備		
（直流電源装置）		
ﾛ)無停電電源装置		
ﾊ)防災設備		
ﾆ)中央監視設備		
ﾎ)照明設備保全		